

平成30年度 第1回

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会
議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

平成30年度第1回理事会議事録

1. 日 時 平成30年6月6日(水) 午後2時～午後3時15分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 人材養成・研修室
3. 出席者
理事総数 6名
理事出席者 5名
理事長 奥田 利男 常務理事 林 秀和
理 事 坂本 孝二 理 事 武田 好二
理 事 川上 房男

監事総数 2名
監事出席者 2名
監 事 細川 健二 監 事 西尾 幸道

開会にあたり、柴田評議員のご逝去に伴う後任候補の選定作業にはしばらくの時間を事務局に頂きたいこと、それに伴い事前に送付した議案書にある議案第3号と議案第4号は取り下げること、並びに本年4月1日付の人事異動により池内理事から森理事に交代していることを報告した。また、理事会運営規則第9条の規定により理事長が議長に選任され、同規則第10条に定める定足数を充たしていることを確認するとともに、同規則第15条の規定により議事録署名人の理事長及び監事2名の出席を確認して議事に入った。

議事録署名人 細川 健二

議事録署名人 西尾 幸道

4. 議 案 議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」
議案第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業並びに社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」
報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」
議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」
※議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員の解任について」及び議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団評議員選任・解任委員会の開催について」は取り下げた。

5. 議 長 奥 田 利 男

6. 議事録作成者 谷 知 と も 子

7. 議 事

(1) 開 会

○事務局 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第1回社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事会を開催いたします。

(議案第3号及び議案第4号の取り下げ、並びに理事の交代について報告)

それでは開会にあたりまして、当法人、奥田理事長よりご挨拶を申し上げます。

(2) 理事長挨拶

○理事長 皆さま、こんにちは。本日は、あいにくの天気となり、お足元の悪い中、平成30年度第1回の伊丹市社会福祉事業団理事会に、合わせて両監事さんにも、ご出席を頂き、ありがとうございます。

本日は、平成29年度決算に関することと合わせ、定時評議員会の開催に関する案件など、議案が3件と報告が1件を予定しています。

まず、平成29年度の決算の内容につきましては、当期資金収支差額合計は36,115,872円となり、昨年比19,068,194円の増とはなっておりますが、一方では介護保険事業収入の2年連続の減収、さらには平成29年10月からの契約社員の正規職員化の結果、人件費が介護保険収入等全体の72%を占め、大変厳しい決算状況となっており、特に人件費比率については、今後とも予断を許さない状況が続くものと受け止めております。

これらを踏まえ、現在、経営本部・事業本部体制のもと、効率的かつ効果的な業務執行体制を構築し、正規職員化した人材の活用と併せ、新しい人事・給与制度のもとでの新たな人材の確保ともあわせて、積極的な事業展開・事業拡大を図りながら、一層の収支改善に努めて参りたいと考えております。

理事・監事の皆さま方におかれましても、厳しい経営環境のもと、様々な観点から積極的にご意見、ご指導等を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、このあと、議案・報告等につきましては、事務局長をはじめ、事務局職員より説明をさせていただきますので、よろしくご審議頂きますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます

す。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

(3) 議長選出

○事務局 次に、議長選出に入らせていただきます。

議事を進めていただくにあたり、理事会運営規則第9条の規定により、議長は「その都度選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、奥田理事長を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、奥田理事長に議長をお願いしたいと思います。

(4) 出席状況

○議長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

はじめに、理事の出欠席について報告いたします。

本日の出席理事は5名でございますので、理事会運営規則第10条に定める定足数を充たしておりますので本理事会は成立いたします。

(5) 議事録署名人の選任

○議長 次に、議事録の署名についてですが、理事会運営規則第15条の規定では、「出席した理事長及び監事が記名押印する」と定められておりますので、私と、細川監事、西尾監事をお願いします。

(6) 議事

○議長 それではこれより議事に入らせていただきます。

本日の議事は、議案が3件と報告が1件でございます。

それではまず、議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」と議案第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」と報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」は関連がございますので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局説明を願います。

○事務局 議案第1号「平成29年度社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団事業報告」について「平成29年度決算報告」をもとにご説明申し上げます。

まず、決算報告1ページが、平成29年度決算の総括でございます。

平成29年度は、同年4月1日に全面施行された改正社会福祉法等の趣旨に沿って改定した定款に基づき、評議員会を議決機関、理事会を執行機関、運営協議会を諮問機関として位置づけ、事業運営の公益性や透明性を担保していく経営体制を開始しました。

また、中長期経営計画の基本計画に基づき設置しました経営本部、事業本部により、新たな人事給与制度や組織体制の構築、事業の推進に取り組みました。

経営本部では、新たな人事給与制度や組織体制の構築に向けた諸規則の整備に取り組みながら、人材の育成・確保と組織の機能強化・活性化を目的として、平成29年10月には契約社員の正規職員化、平成30年1月には新たに整備した諸規則に基づき、全職員の新たな人事給与制度への移行を実施し、職員一人ひとりのやりがいと自己実現を目指す人事給与制度をスタートさせました。

法人事務局では、新たに整備した諸規則に基づき、国の介護職員に対する処遇改善加算の活用による職員の処遇改善や新規採用を進めるとともに、介護人材マッチング機能強化事業を伊丹市から受託実施し、広く伊丹市の介護等事業における人材の確保に取り組みました。

事業本部においては、介護保険事業や障害福祉サービス事業における制度改正に向けて事業の課題分析を行いながら、今後の制度の方向性を見据えた事業の実施に取り組みました。

各事業においては、平成29年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事業の中で、一般介護予防事業「遊友クラブ」の新規実施などによる積極的な介護予防に取り組んだほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所では、諸機関との連携のもと、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な推進に取り組み、訪問介護事業所では、基準緩和訪問型サービスを開始すると共に、従事者の実践力の強化に取り組みました。

また、訪問看護事業所では、ICTの導入・活用による情報の共有や業務の効率化、伊丹東有岡ワークハウスでは「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」の本格的な運営開始による受注の拡大、老人ホームやケアハイツいたみでは、介護ロボット等の福祉機器の活用による「抱えない介護」の実践を進めるなど、サービスの質

の向上や、利用者の安心・安全に向けた環境整備や取組みを進めました。

このほか、社会福祉法人の地域における貢献活動として、事業団に所属する多様な専門職の知識を活かし、地域の方々に向けた介護技術や介護予防の講座などの実施や、高等学校等に向けた福祉の仕事の紹介や授業への職員の派遣など、地域での啓発活動や福祉人材の育成に向けた取組みを積極的に行いました。

これらの取組みの結果、平成29年度決算は収入総額が1,959,129千円、支出総額が1,923,013千円、資金収支差額が36,116千円となりました。

今後も、介護保険制度、障害福祉制度の改正や介護人材の確保、老朽化する建物設備等の維持管理等々、伊丹市社会福祉事業団を取り巻く経営環境はさらに厳しさが増していくことが予測されますが、引き続き、社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえつつ、公的責任を果たし、中長期経営計画を着実に実行するなかで経営基盤の安定化に取り組み、地域に必要とされる質の高いサービスを提供することにより、地域社会に貢献してまいります。

次に、2～4ページをご覧ください。

理事会・評議員会等の開催状況についてですが、理事会を10回、評議員会を4回、それぞれ開催いたしました。内容についてはここにお示ししておりますとおりです。また、運営協議会は、当事業団の予算・決算の状況や地域貢献等に関する意見を聴取する諮問機関として独自に設置したものであり、平成29年度は1回開催いたしました。

次に、5ページの施設一覧でございますが、前年度と変わりはありません。

次に、6ページの施設別職員一覧でございます。

職員構成につきましては、平成30年3月31日現在の人数を組織の順に従いまして、それぞれの正規職員・契約社員・合計の順に記載しております。この表の最下段には合計を記載しており、正規職員は伊丹市派遣職員2名、事業団職員165名、契約社員は月額契約社員27名、日額等社員が207名、計401名でございます。

私からは以上でございます。事業報告以降につきましては、担当より御説明申し上げます。

それでは、7ページからの事業報告をさせていただきます。

まず、(1)の法人経営本部でございます。

法人経営本部では、新たな人事給与制度や組織体制の構築に向けた諸規則の整備に取り組み、平成29年6月に新たな諸規則を制定、平成29年10月には契約社員45名の正規職員化、平成30年1月の施行に伴い、新たな諸規則に基づく人事給与制度への完全移行を実施し、職員一人ひとりのやりがいと自己実現を目指す人事給与制度をスタートさせました。

次に(2)の法人事業本部でございます。

法人事業本部では、今後の介護保険制度や障害福祉サービスの方向性を見据え、

各事業の課題分析等を行い、実施計画を更新しながら、今後の制度の方向性に沿った事業運営を図りました。

次に（３）法人事務局（総務課）でございます。

法人事務局（総務課）では、新たに位置づけた議決機関としての評議員会、執行機関としての理事会、諮問機関としての運営協議会の運営を行いますとともに、新たな諸規則の整備、人事給与制度の構築、処遇改善加算を活用した契約社員の正規職員化や職員の処遇改善や介護人材マッチング機能強化事業など介護人材の確保に取り組みましたほか、教育機関への講師派遣、介護職員初任者研修・基準緩和型サービス従事者研修の開催など、地域の人材の育成にも取り組みました。

各取組みの等の実績につきましては、７ページから１０ページに記載のとおりでございます。

次に、１０ページに移らせていただきまして、下段、（４）地域包括支援センターでございます。

当事業団が伊丹市より受託運営しております「伊丹・摂陽地域包括支援センター」「笹原・鈴原地域包括支援センター」「天神川・荻野地域包括支援センター」「稲野・鴻池地域包括支援センター」では地域福祉ネット会議への参加や、地域向け講座等の開催などの啓発活動等に取り組みとともに、権利擁護をはじめとする地域の課題やニーズ等について、関係機関への働きかけや協働のもと、地域包括ケアシステムの中軸となる地域の総合相談窓口としての役割を果たしました。

事業の実績等につきましては、１１ページから１７ページに記載のとおりでございます。

次に、１８ページに移らせていただきまして、（５）居宅介護支援事業所でございます。

「伊丹市中央居宅介護支援事業所」「伊丹市南野居宅介護支援事業所」「伊丹市荒牧居宅介護支援事業所」「伊丹市桃寿園居宅介護支援事業所」では、全ての居宅介護支援事業所が主任介護支援専門員を配置する特定事業所として、適正なケアマネジメントの徹底を図るとともに、自主研修や地域包括支援センターとの事例検討会を定期的に行うなど、ケアマネジメントの質の向上に取り組みました。

事業の実績等につきましては、１８ページに記載のとおりでございます。

次に、１９ページに移らせていただきまして、（６）デイサービスセンターでございます。

「伊丹中央デイサービスセンター」「伊丹南野デイサービスセンター」「伊丹荒牧デイサービスセンター」「桃寿園デイサービスセンター」では、多様化する利用者のニーズに対応するため、少人数によるレクリエーションや趣味活動のメニューの拡充を進めるとともに、機能訓練や介護予防機能の充実、強化に取り組みましたほか、地域交流として１１月には中央デイサービスで「デイ☆フェスタ i n 中央」、１２月には荒牧デイサービスで「荒牧デイまつり」、３月には南野デイサービスにて「デイ☆フェスタ i n 南野」を開催したほか、トライやる・ウィークなどの実習の受入、市内中学校での講演、地域の方々を対象にした講座の開催など、地域へ向

けた活動に積極的に取り組みました。

事業の実績等につきましては、19ページから23ページに記載のとおりでございます。

次に、24ページに移らせていただきまして、(7)訪問介護事業所でございます。訪問介護事業所では、訪問介護員を対象にした「現任研修」を定期的に開催し、サービスの質の向上に取り組みながら、平成29年度から開始された介護予防・日常生活支援総合事業への積極的な対応として、基準緩和訪問型サービスを開始するとともに、サービスに従事する基準緩和訪問型サービス従事者研修修了者については事業所独自の研修の実施や同行指導等による実践力の強化を図り、円滑な事業の実施に努めました。

事業の実績等につきましては、24ページから29ページに記載のとおりでございます。

次に、29ページに移らせていただきまして、(8)訪問看護ステーションでございます。

「伊丹市訪問看護ステーション」「伊丹市訪問看護ステーション療養通所介護事業所」「伊丹市訪問入浴介護事業所」では、各事業の連携や、家族、在宅医、多職種との連携を密に取りながら、利用者が安心して療養生活が継続できるサービスの提供に取り組みました。また、重度の在宅療養者や医療依存度の高い療養者への緊急訪問等に迅速に対応できる体制づくりや、タブレットの活用によるタイムリーな情報共有に取り組みました。

事業の実績等につきましては、30ページから31ページに記載のとおりでございます。

次に、31ページに移らせていただきまして、(9)東有岡ワークハウスでございます。「伊丹東有岡ワークハウス」では、事業団内事業所との連携による総合的な支援体制の構築を進めるとともに、関係機関と連携した就職支援や職場定着支援に取り組みました。このほか、「いたみ障がい者共同受注ネットワーク」の事務局として、伊丹市内の企業・自治会などの関係機関などへの積極的な広報活動や、地域の障がい者の就労支援事業所の作業受注を共同で行うなど、就労支援体制の充実に取り組みました。サポートテラス昆陽東では、「指定特定相談支援事業」を中心に、相談から就労までの総合的なサービス提供に取り組みました。

事業の実績等につきましては、31ページから34ページに記載のとおりでございます。

次に、35ページに移らせていただきまして、(10)老人ホームでございます。

老人ホームでは「養護老人ホーム松風園」「特別養護老人ホーム桃寿園」「ショートステイ事業所」「稲野・鴻池地域包括支援センター」「伊丹市桃寿園居宅介護支援事業所」「桃寿園デイサービスセンター」を運営する複合施設として、地域包括ケアの実践に取り組みました。桃寿園では、栄養マネジメントによる質の高い食事サービスの提供に努めたほか、介護ロボット等の福祉機器の活用による「抱えない介護」の実践や離床センサー対応型見守り支援システムの導入など、入所者の安全の

確保に向けた環境の整備を行いました。このほか、地域の方々にご協力をいただきながらの第14回桃寿園フェスティバルの開催などにより地域との交流を図るほか、地域の方々や利用者家族を対象とした介護技術講習会や認知症サポーター養成講座の開催など、地域も含めた、幅広い福祉人材の育成に取り組みました。

事業の実績等につきましては、35ページから39ページに記載のとおりでございます。

次に、39ページに移らせていただきまして、下段(11)ケアハイツいたみでございます。ケアハイツいたみでは、介護、看護、リハビリ専門職、管理栄養士、支援相談員、施設介護支援専門員等、多職種が連携体制を取り、在宅復帰支援に努めました。平成29年度は、在宅生活の維持継続に向けた1ヶ月間限定での集中的リハビリ「短期リハビリ合宿」など在宅復帰支援施設としての機能強化に取り組んだほか、介護ロボット等の福祉機器の活用による「抱えない介護」の実践に取り組みました。このほか地域の方々のご協力をいただきながら、「第8回あっけらカーニバル」「第8回あっけら寒ニバル」を実施し、地域との交流を図りました。

事業の実績等につきましては、40ページから42ページに記載のとおりでございます。

最後に、43ページに移らせていただきまして、小規模多機能居宅介護さくらでございます。

小規模多機能居宅介護さくらでは、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターとの連携により、在宅からの受け入れや医療依存度の高い利用者様の受け入れも積極的に行い、通い・泊り・訪問のサービスを柔軟に組み合わせた小規模多機能型居宅介護事業所の特徴を最大限活かし、在宅生活の継続を支援しました。また、より適切な認知症ケアが実践できるよう職員全体の認知症ケアの質の向上に努めました。

事業の実績等につきましては、43ページに記載のとおりでございます
以上で、平成29年度の各事業の報告とさせていただきます。

それでは、議案第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」ご説明をさせていただきます。

平成29年度決算につきましては、議案書と共に送付させていただきました、カラー印刷の理事会用資料「平成29年度伊丹市社会福祉事業団 決算の概要について」をもとに、当事業団の財政状況を併せてご説明させていただきます。参考にA3サイズの資料で右肩に議案第2号別紙としております「平成29年度決算説明資料」を適宜ご参照ください。

それでは、それぞれの資料の1ページをお開きください。決算の概要をご説明する上で、おおきく4つのポイントに分けてご説明いたします。

まず、ポイントの1つ目、当期資金収支差額、すなわち収入総額から支出総額を差し引いた額は、約36,116千円となりました。平成29年度に、従来、固定資産計上しておりました福祉基金積立資産について、流動資産である現金預金化す

るといふ当該年度に限った会計上の処理がありましたので、当該取崩収入の30,000千円弱を除いた、実質的な収支額は6,117千円となっておりますが、安定して黒字で推移しております。

真ん中の左に、①として、当期資金収支差額の推移を折れ線グラフで、当期末支払資金残高の推移を棒グラフで示しており、資金収支差額が落ち込んだ時期もございましたが、黒字で推移している結果、当期末支払資金残高は初めて5億円を超えました。

次に、ポイントの2つ目、収入の根幹をなす介護保険事業収入は、2年連続の減少となったものの、過去5ヵ年平均並みの約1,523,553千円となりました。真ん中の右に、②として、介護保険事業収入の推移を棒グラフで示しており、ご覧のとおり2年連続の減収となったものの、15億円台は維持でき、過去5ヵ年平均、1,531百万円並みの収入となりました。

次に、ポイントの3つ目、支出で最も大きな割合を占める人件費ですが、ご案内のとおり、昨年10月に契約社員を正規職員化したこと等によりまして、年度によって増減の大きい退職給付を除いても、過去最高額となる約1,321,474千円となりました。

それらの結果として、ポイントの4つ目、介護保険事業収入をはじめとするサービス活動収益に対する人件費の占める割合を示す、人件費比率は72.0%、退職給付を除いても70.01%と、初めて70%を超えました。下段に④として、人件費比率の推移を参考に示しておりますが、ご覧のとおり増加傾向にございます。

()内の数値は、当事業団と同様に福祉医療機構から借り入れを行っている社会福祉法人の平均の数値を表記しておりますが、それと比べても高い傾向にございます。

最後に、これら決算から見える当事業団の財政状況を踏まえまして、今後の方向性を矢印の部分に記載しております。当期資金収支差額は安定して黒字で推移しておりますが、介護保険事業収入の減収並びに人件費の増加によりまして、人件費比率が高まっております。ただし、人件費の増加につきましては、人材の安定的な確保と同一労働・同一賃金の観点から行いました、契約社員の正規職員化による影響でございます。今後は事業所ごとに法令上の人員基準をベースに算出する要員定数を策定・運用することで、人件費の適正化を図ってまいります。

また、既存の事業所の介護保険事業や障害福祉サービス収入の増収を図りながら、地域共生社会を推進する観点から、特に障害福祉サービス等の新規事業の立ち上げを検討することで、経営基盤の安定化に努めながら、これからも地域社会に貢献し、地域で必要とされる社会福祉法人であり続けるために事業を推進してまいります。

以下、2ページ目以降につきましては、収入、支出それぞれの現計予算との比較及び拠点ごとの前年比をお示ししておりますので、ご参照ください。

次に、A3サイズの資料で、先ほど申し上げました収入・支出それぞれについての前年度比を、いくつかピックアップして申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。介護保険事業収入でございますが、社会福祉事業と公益事業の合計は、左上に記載のとおり、1,523,552,774円となり、前年度比で19,893,345円の減少となりました。これは主に、訪問介護事業所における利用回数が37,698回から30,671回に減少したことや、荒牧デイサービスにおける延べ利用者数が9,908人から8,881人に、1日当たり3.2人減少したことによるもの等でございます。

次に、支出欄の一番上、人件費支出でございますが、1,359,638,605円となり、前年度比で62,022,891円の増加となりました。これは主に、退職給付が前年比で約35,201千円増加したことと、契約社員の正規職員化によるものがございます。

また、前年度比で大きく増加しているものを申し上げますと、その他の活動による収支のうち、収入の一つ目、積立資産取崩収入でございますが、68,163,763円となり、前年度比で65,199,506円の増加となりました。これは冒頭に申し上げました、福祉基金積立資産取崩収入の29,998,947円と、ベテラン職員2名を含む合計7名の退職給付に見合う退職給付引当資産取崩収入が38,164,816円あったことによるものがございます。

これらによりまして、当期資金収支差額が36,115,872円となり、その結果、当期末支払資金残高が513,197,113円と、はじめて5億円を超えたところでございます。

以上が、議案第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」の説明でございます。

○議長 続いて、報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」でございます。

これにつきましては、本日ご出席いただいている細川監事、西尾監事のお二人に監査をいただきました。代表して西尾監事にご報告とご説明をいただきたいと思っております。

西尾監事よろしくお願いたします。

○西尾監事 平成30年5月25日、私たち監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの平成29年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等、事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類、計算書類及びその附属明細書、及び財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

① 事業報告等の監査結果

一 事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する事実は認められません。

② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

法人の財産、収支及び純資産の増減の状況について適正に示しているものと認めます。

以上でございます。

○議長 それぞれ説明と報告が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○坂本理事 現状の認識から確認させてください。今年度決算で資金収支決算書上は約36,000千円の黒字で、福祉基金積立資産を除くと約6,000千円であり、黒字という説明をいただきました。

それに関連して、決算書7ページの事業活動計算書を見ると、減価償却費を含む収益が示されている表かと思うのですが、当期活動増減差額が約△26,000千円、資金収支計算書上は黒字ですが、例えば建物の維持・保全や車両・器具の更新を考えた収支をいわゆる損益で見たときには赤字の状況であるという風にも見えますが、そういう分析でよろしいですか。

○事務局 おっしゃるとおりです。事業活動計算書で支出と減価償却を含めるとこのような数字になりますので、以前より厳しい状況でございましたが、結果として平成29年度の決算額は当期活動増減差額として約△25,900千円になっております。

○坂本理事 今後この状態が継続していくとなれば、仮定の話ですが、次期繰越活動増減差額がここでは405,536千円とあがっているところが、いずれ枯渇することも起こりかねないということでしょうか。

○事務局 先程、申し上げましたとおり、人件費の適正化、要員定数の策定、新たな事業の立ち上げによりまして、介護保険事業収入だけではない収入の確保を進めていかなければいけないと認識しております。

○坂本理事　今回の決算を見ますとかなり厳しい状況にあることがわかりましたし、資料を見ますと事業所によって収益が出ているところと、そうでないところが区々のように感じます。介護保険制度の今後を見据えると、それぞれの事業所において安定した収益・増収を図っていくというのはかなり難しい局面にあると思いますが、どのような取り組みにより収益を確保していこうと考えておられますか。事業の面から教えていただけますでしょうか。

○事務局　おっしゃるとおり、現在の事業を継続していくだけでは収益を確保していくという面では大変厳しい状況であると認識しております。冒頭、理事長の挨拶でありましたように、中長期経営計画を平成28年度に策定し、2020年ビジョンというものを掲げておまして、いかなる社会環境の変化が起きようとも地域の豊かな明日を目指して高齢者・障がい者・子ども、その他すべての方が住み慣れた地域で安心して暮らせるサポートをし続ける、また、職員にも安定的な仕事と賃金と成長の機会を与え続けることで、磐石な経営基盤を有して、地域住民や地域福祉事業所等の地域社会にとって必要不可欠な法人を目標にしております。新たな地域貢献や新たな地域共生社会の推進の観点からも当事業団の高齢者のみならず、障がい福祉サービスや子ども支援事業など共生型サービスを視野に置いた、これまでの経営資源、「人」「もの」を上手く活用していきながら、プロジェクトを立ち上げ、新たな事業展開若しくは拡大という形で事業を進めていきたいと考えております。

また、人材の確保というものが事業を進めていく中で必要不可欠なものになり、施設の法定配置基準はありますが、その中で法人としてどういう基準で人員を配置していくのかということを決めずに現在に至りましたので、基準を明確にした上で人員を配置し、新たな事業の展開や人材の育成に挑戦していきたいと考えております。

○坂本理事　ありがとうございました。

中長期経営計画に基づく将来的なビジョンということで進めているということがわかりました。

各事業所の管理者は、事業団のその考え方や取組みについて方向性を理解し、実現に向けて取り組むのは当然のこととして、全職員が一丸となって取り組んでいくことが必要になると思いますが、新しい組織体制の中で、どう実現していこうとお考えでしょうか。

○事務局　事業計画の共有については、法人の戦略となる法人全体のバランススコアカード「BSC」というものを策定しております。次に法人BSCの達成に向けて各事業所で必要な取組みをまとめたものとして、事業所レベルでのBSCを策定します。その事業所BSCは法人全体の目指す目標に合わせて、事業の目標を設定します。さらに、事業所での取組みを進めるにあたっては「誰が」「誰と一緒に」「いつまでに」等の事業所BSCで設定した目標と取組みを新たな人事給与制度の役

割基準に基づいて個人の取り組みにまで落とし込んだ「アクションプラン（行動計画）」を策定します。法人の取り組みを事業所単位に、事業所の取り組みを個人単位にまで反映させる形で策定していくことで、全職員が日々の業務や取り組みが目標達成にどう繋がっているのかを知り、理解し意識しながら目標達成までの道のりや進み具合を確認しながら仕事に取り組む、ということを新たな仕組みの中で進めていこうとしております。

平成30年度に入りまして、すでに試行的に簡易版の事業所BSC・アクションプランを策定し、只今実践に取り組んでおります。新たな組織の中で事業本部にて事業本部長並びに各事業の統括責任者において、日々進捗管理を行いながら、新たに設置する事業本部長・統括責任者・事業所の管理者で構成する「業務評価改善会議」というものを予定しております、情報の共有や事業所BSCの進捗確認や推進にあたっての課題検討を行いながら、計画の着実な実行を図って参りたいと考えております。

○坂本理事 バランススコアカード、BSCという説明がありましたが、こういったものなのでしょうか。事業所ごとの取り組み目標をまとめたものですか。

○事務局 カードという言い方をしているのですが、まず「法人BSC」とういのは人事戦略・事業戦略・財務戦略等の4つの戦略区分に分けて、それぞれに対しての法人全体での方向性を示したシートで1枚大きなものを作ります。その中で具体的な数値目標や達成を図る指標を記載して法人全体での目標値というものを定めて法人共通のものを作ります。これは、主に事業本部・経営本部・事務局で共有するものになります。

次に、各戦略を実際に事業所レベルで具体的にどのように取り組んでいくのかというものを、同じ4つの戦略区分において、各事業でどのように目標達成に繋げていくのか、取り組みや目標数値を定めて月々進捗管理していくというものを策定しております。

○坂本理事 ありがとうございます。

事業団全体の方向性に基づいて各事業所で取り組むべき目標や方向性を整理し、職員一人ひとりに浸透させていくものであると理解しました。是非しっかりと進捗管理をしていただき、できれば理事会にも示していただきたいと思います。

伊丹市でも行政評価システムというものがあり、それぞれの職場の目標についてのどの程度達成できているか進捗を報告するという取り組みがあるのですが、事業を実施する担当にとっては非常に重要な位置を占めておりまして、というのは市民に対する説明責任ということに関連する部分だと思います。

理事会においても経営責任を果たしていかなければならないという観点から、各事業所がどのような目標を立てて達成しているのか、ということも是非理事会で聞かせていただきたいと思います。ご検討をお願いします。

○議長 今年度の具体的なスケジュールをお願いします。例えばいつ頃までにそのB S Cやマニュアルを策定するのかなど、事務局から追加で説明をしてください。

○事務局 先程説明があったとおり、法人B S Cという目標となるB S Cがあり、その下に事業所B S Cを策定していくということになります。そのために職務基準のマニュアルを統一する作業を始めている段階です。

6月にそのマニュアルを整理させていただきまして、7月以降に新たな事業にチャレンジしていくための指標となるものを提示した上で、事業所B S Cを作っていきます。現在、事業所B S C策定の作業に関しては、平成29年度から積み残し課題となっているものを併せて新しい事業を実施していくスケジュールを6月までに進め、7月以降は新たなビジョンの下、新たなB S Cを策定していくことを、一旦9月までを目安として進めております。

10月以降はその事業所B S Cに基づいて、新たな人事給与制度における役割基準に基づきチャレンジしていただく職員を支援し、昇給昇格を再度見直し検討した上で事業をスタートし、平成30年度の事業の実施を着実なものにしていこうと考え、進めているところでございます。

○坂本理事 ということは、平成30年度の後半から稼動するというイメージであろうと理解しました。次の決算報告には平成30年度の後半の取り組みの状況が見えてくることだろうと思います。

こういった点を含めて社会福祉事業団というのは、伊丹市の外郭団体ということで、単なる介護保険サービス・障害福祉サービスを提供する社会福祉法人というだけではなく、今後も公的な役割を担っていただくことに期待したいと考えております。そのためには伊丹市との連携が必要と認識していて、先程ご説明いただきました法人経営の思想の中に公的な役割は欠かせないと思います。

一方では社会福祉法の改正により理事会そのものに対する経営責任が強く問われることになり、今回、事業団の新しい人事制度に基づきます組織体制を構築されていますが、それにより責任ある組織体制を確保していくことは充分可能と考えていいのでしょうか。見解をお聞かせください。

○事務局 先程からご説明させていただいているとおり、平成29年度に規則改正を行いながら、新しい組織体制をつくりまして、その中で経営責任を担うオフィサー層として、最高責任者の理事長・常務理事、ディレクター層として、経営本部長・事業本部長、ライン層として上層部に統括事業管理者というものを配置しまして、それぞれの役割に応じた戦略的意思決定に基づいた事業運営を実現していこうと考えております。

新しい組織体制の下で事業運営が軌道に乗ってくる過程においては、両本部長は理事等職務権限規則や就業規則で定めるところの「経営本部長たる常務理事」や

「事業本部長たる常務理事」として、既にあります「法人事務局長たる常務理事」と共により深く経営に関わっていくこととなりますが、一方で定款の定めで「常務理事は業務執行理事」という位置付けになりますので、より重い経営責任を負うこととなりますから、今後事業団のプロパー職員を理事に選任するというものに向けては、それを担える人、その人材の育成・確保というのが必要となると考えております。

○坂本理事　　ということは、今の経営本部長・事業本部長は将来的には理事或いは理事長になり得るといふことであろうと思っておりますが、事業団が自立運営をしていくという意味においては非常に望ましい形です。

先程も言ったとおり、伊丹市の外郭団体として民間の社会福祉法人と比べて、より高い公益性を発揮していくことが必要だろうと考えています。伊丹市の福祉施策との連携、現場を支えている立場から見える伊丹市の問題点を指摘し、その解決策に向けて行政と共に考えて施策を提案するというくらいの法人運営に期待しているところです。

現在は奥田理事長を含め、伊丹市からの人的な支援を受けているところですが、今後のことを考えますと、事業団プロパー職員の人材育成や人材確保の面にあたっては経営を担っていく覚悟や気概を持ち、広い視野を持ってやっていく力を備えていくことが求められているのだろうと思っております。

そういった事業団職員の登用に向けて大いに期待しているところではあります。一方では、事業団職員の皆さんに一定の時間をかけながら色々な視野を広げてもらうことや経験を積んでもらうことなど、成長していく様子を見守っていくということも必要だと感じております。それについての見解はいかがでしょうか。

○事務局　　坂本理事からのご懸念をいただきました部分について、将来に向けて今後の伊丹市における外郭団体としての事業団が果たすべき役割を念頭に置き、少々時間をいただきながら理事会や理事の皆様にご相談をさせていただき、共通認識を持った上で次期の理事改選等に併せて組織体制の課題として検討していきたいと考えております。

○坂本理事　　私も過去に4年間、事業団に在籍し思い入れも強い法人でもありますし、伊丹市の福祉分野における根幹を成す法人という認識でありましたので、介護サービスについては事業団の今後の方向性を考えていく上で、お題目だけの公益性ではなく、実際にどう貢献していくのか現実的な視点から考えていく必要があると思っておりますし、伊丹市や社会福祉協議会との意見交換をしながら福祉を真に支えていける法人として飛躍していただくよう期待しておりますので、宜しく申し上げます。

○議長　　他に何かございますでしょうか。

○武田理事 決算報告書7ページについて、今回、契約社員45名に正規職員化を図られたと
のことで、正規職員が165名となっています。8ページの職員に対する資格取得
費用助成の部分で、これは先程説明いただきました法人経営本部の体制の話に関わ
ってくるのですが、それぞれの資格の保有者は何人くらいいらっしゃるのですか。
事業所BSCに絡んでくると思うのですが。

基本的に施設でどういう利益を上げていくかという話の中では資格を持っている
職員の位置付けが非常に重要かと思えますし、8ページ上部のリスクマネジメント
という面でも、資格保有者がインフルエンザ等、また産休育休で休まざるを得ない
場合には、経営に直接影響してくる可能性がありますから、そういった危機管理体
制というのは今何かあれば教えていただけますか。

○事務局 資格取得者の数字が今手元にございませんで、後程ご報告したいと思います。

昨今、介護人材の確保が非常に難しい中で、平成29年度も職員採用に努めて参
りました。どうしても欠員補充のような形になっておりまして、事業を運営する中
では余剰も持ちにくいということがあります。そういった中で、先程も要員定数の
説明がありましたが、適正な人数を確保していく必要があると考えております。

危機管理体制については、例えばインフルエンザ等の場合に人員をどう確保して
いくかという部分では、事業継続計画のような形が今の段階では出来ておらず、課
題として検討しているところです。これを踏まえて、職員の確保に努めていきたく
と考えております。

○武田理事 9ページにあります、認知症サポーター養成講座もそうかもしれないですが、市
の方でもなかなか人が集まらないというのは、事業団でも社会福祉協議会でも課題
を持っています。そういった意味での人材の交流、体制が必要になってくるのでは
ないかと思えます。これも事業団の経営の方針のひとつかと思えますので、宜しく
お願いします。

もう一点、これも経営に影響する可能性があるのでお聞きしたいのですが、決算
報告書の30ページに訪問看護の土日祝日の定期訪問とありますが、これはニーズ
があるという意味でしょうか。

○事務局 ご指摘のとおり、現在、介護保険の事業所としての届出上の営業日というのが月
曜日から金曜日までで、土日祝日が休みという形態で営業しております。当初は営
業日の枠内でサービス提供を行っていたところが、より医療依存度の高い利用者や
ターミナル期の利用者が増えてきております。そういったニーズの高まりから、営
業日の変更には至っていないのですが、平成27年度からご覧いただけるように実
際に営業日以外の日についても定期的な訪問としてサービスを提供する回数が非常
に増えてきていることを示したものになっております。

○武田理事 これは在宅医療の高度化の中でのニーズの高まりということですか。

○事務局 そのとおりです。自宅に帰って来られて在宅療養されている方への訪問看護ということで、決算報告書の30ページにあります、d. 緊急訪問の表にも一定の件数が出てきていますように常態的に必要な利用者が増えてきていることで訪問が増加しております。

○武田理事 これが事業の届出をしている範囲外になるので、土日祝日は別途計上していると理解してよろしいでしょうか。

○事務局 はい、その通りです。

○武田理事 経営の中で、土日祝日も入れていかれることは考えておられますか。

○事務局 現在、全体数として利用状況が平成29年度については延べ人数で介護保険9,263人、医療保険6,334人のうち、一割までは行かないですが土日祝日の訪問が増えてきておまして、どこかの段階で営業日の検討もしていく必要があること、また、全体の事業展開の中で、訪問看護の位置付けと運営の仕方というものも含めて考えていくことになると思います。

○武田理事 そうですね。特別な形で出勤させるということになりますと、経営の財務的な部分に繋がっていくので、ご検討いただきたいと思います。

○議 長 他に何かございますでしょうか。

特にないようでございますので、はじめに、議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告について」は、原案どおり決しました。

次に、議案第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第2号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福

社事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、原案どおり決しました。

次に、報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」は、承認ということによろしいでしょうか。

[異議なし]

○議 長 それでは、報告第1号「平成29年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」は承認されました。

次に、冒頭にもありましたように議案第3号及び議案第4号は取り下げられましたので、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案第5号「社会福祉法人 伊丹市社会福祉事業団 定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」ご説明させていただきます。

この議案に関しましては、社会福祉法第45条の9第9項の規定で、評議員会の議案は原則、理事会で議決した事項に限られること、及び同条第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条第1項の規定に基づき、理事会で評議員会の招集日時、場所、議題等を決定しなければならないことから、今回提出させていただくものであります。

はじめに、評議員会の日時等についてですが、平成30年6月22日（金）午後2時から、いきいきプラザ会議室において開催いたします。

次に議案ですが、報告が2件と議案が2件となっております。報告第1号、議案第1号及び報告第2号の内容につきましては、本日理事会でご説明させていただいた通りとなります。また議案第2号につきましては評議員会のみ議決事項となっております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議 長 説明が終わりました。

この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議 長 特にないようでございますので、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」は、原案どおり決することに
ご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 5 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団定時評議員会日時、場所、議題等の決定について」は、原案どおり決しました。

 本日の議事はこれもちまして終了とさせていただきます。

 本日の内容につきましては、来る 6 月 22 日に開催いたします評議員会に報告させていただきます。

 この他にはよろしいでしょうか。

○事務局 事務連絡が 1 点ございます。4 月に皆さま方にはお伝えしております通り、当事業団の 30 周年記念式典を、10 月 6 日（土）にスワンホールで開催いたしますことを改めてご案内申し上げます。時間は 11 時頃の開始を予定しておりますが、詳細につきましては決定次第、改めて正式にご案内させていただきますので、ご予定の程、よろしく願いいたします。以上です。

○議 長 理事の皆様におかれましては、円滑な議事の進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。これもちまして本日の理事会は閉会といたします。

 本日の理事会においては坂本理事より組織構成の課題、法人経営の根幹に関わるご提言をいただきました。本日いただきましたご意見・ご提言は内部的には経営会議・管理会議等で議論を重ね、改めて規則との整合性を柔軟に検討し、理事会でお諮りをさせていただきたいと考えております。

 本日はどうも有難うございました。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後 3 時 1 5 分に閉会した。
議事を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

平成 30年 6月 22日

議 長 奥 田 利 男

議事録署名人 細 川 健 二

議事録署名人 西 尾 幸 道

議事録作成者 谷 知 と も 子